



# 成年後見センター もりおか通信

第21号  
2019年7月1日  
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館4階)  
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話/FAX 019(626)6112 発行人:理事長 石橋 乙秀



## 中核機関の設置を議論の好機として

理事 高橋 安夫

県内でも、市町村が共同して成年後見センターを設置する動きが見られます。盛岡地域や他の地域でも成年後見制度の利用を進めていく中核となる組織(以下「中核機関」)の設置に向け、「利用しやすく、利用してよかった」という観点から話し合いがされていくことを期待したいと思います。

さて、中核機関という組織は、国が制度の利用を積極的に進めていくカギと位置づけ、市町村に設置を求めているものです。なぜ国がそのような方針で進めているのか、どのような必要性があつてのことなのだろうか。

成年後見制度は、認知症や精神上的の障がいなどのため判断力が不十分な人の財産や生活を護り支援する仕組みとして誕生して20年を迎えます。全国的に利用者数が年々増えてはきていますが、必要とする人の数に比べて利用者数が少ないと言われてきました。その少ないという一つに、利用者や親族が生活に支障がない限り利用してこなかったという見方がされていますが、利用相談や親族後見人への支援の立遅れや、家族からも離れ、福祉的視点からも離れて運用され、また後見人の支援が財産管理に重きが置かれて、生活を支えるという身上保護面への支援が不十分であったという運用面での要因が指摘されているところです。

認知症や、精神上的の障がいなどのため判断力が不十分な状態にある人自らが、例えば、自らの生活に必要な介護や福祉サービスを選ぶということを始めとして、サービスを利用するための契約を結ぶということや、自らの状況の変化に応じた介護・福祉サービスを受けるということは、実際上困難と言わなければなりません。サービスを利用するということが、介護においても福祉においても「契約という手段」を前提として行われており、このため法的な権限が与えられた後見人が契約などを支援し

ていく仕組みとして制度が用意されているところです。後見人の職務は、利用者の意思を尊重し、心身の状態、生活の状況を観察しながら、身上保護を主に財産を管理し生活を支援していくことが欠かせません。

次に、制度利用の入口に立って見ると、認知症や精神上的の障害のため利用が必要な状況にある人が、自ら「後見人をつけて欲しい」と意思表示する例は少なく、多くが親族や第三者の判断や支援を待たなければならないという現実があります。申立人や申立費用の問題、更に担い手となる後見人と報酬の問題など、特に費用の問題は障がい者年金だけしか収入がないなど資力に乏しい人にとっては、利用を考えるうえでの狭き門となっていると言えます。

市町村が制度の利用を推し進めようとして中核機関の設置をするというこの機会に、改めて認知症や精神上的の障がいなどのため判断力が不十分な人の立場に立って、「利用しやすく、利用してよかった」と言えるようにしていくにはどうすればいいのか、本人・家族を含め、広く関係する人たちとの意見交換・議論をしていくことが大切なのではないかと考えます。

成年後見センターもりおかの10年の活動の中から、「もう少し早く制度が利用する手立てがされていたなら防げたであろう」という場面に直面するたびに、制度を利用できない人を見守っていく仕組みをどのようにして行ったらいいのか、広く議論していくことを忘れてはならないことです。

制度の利用を推し進めようとする時に、課題は沢山あります。この中核機関を設置といういまをとらえ、沢山の課題をテーマとして、議論していくちょうど良い機会と考えます。

# 平成30(2018)年度の活動を終えて

2019年5月18日(土)に第11回通常総会が開催されました。

平成30年度事業報告、貸借対照表、活動計算書並びに2019年度事業計画、活動予算に関する議案が承認されました。

また、知的障がい者に加え、精神障がいや認知症などにより判断能力が不十分な方々への支援に資していくため、成年後見制度の利用を促進する体制づくりに貢献していくことを目的として、定款の一部変更に関する議案が承認されました。

## 平成30年度の主な活動

知的障がい者の方々が地域で安心して生活していく支援として成年後見制度の利用を進めていくことを目標にして、制度の普及・啓発、相談、支援等を行う事業を実施しました。

### ●普及・啓発活動

- ・成年後見センターもりおか通信(会報)の発行
- ・親の会等への出前講座など
- ・市民が担う後見人の養成・支援する活動

### ●相談活動

制度を利用したいという方のため、4～3月まで個別の相談(月～金曜日)65件(実相談数)。なお盛岡市の広

報を通して月2回の相談日を開設しました。

### ●成年後見人の受任・支援活動

30年度新たに2名の方を受任(受任数27名)。支援スタッフが2名のチームをつくり、運営委員会、弁護士との助言をいただき支援してきました。

### ●成年後見センターもりおか10周年記念事業の実施

- ・10周年記念座談会「10年間をふりかえって」  
平成30年10月10日開催
- ・10周年記念「成年後見市民フォーラム」  
平成30年12月1日開催
- ・10周年記念誌  
平成31年3月25日発行

## 平成30年度会計 活動計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

科目	総合	一般会計	事業会計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員会費	145,000	145,000	
賛助会員会費	387,000	387,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,297,340	1,297,340	
3 受取助成金			
受取助成金	827,000	827,000	
4 事業収益			
5 成年後見事業収益	5,283,760		5,283,760
6 預金利息	134	134	
7 雑収益	48,840	48,840	
経常収益 計	7,989,074	2,705,314	5,283,760
II 経常費用			
1 事業費			
報酬	2,380,410	829,643	1,550,767
福利厚生費	98,000		98,000
諸謝金	107,000	107,000	
印刷製本費	566,748	517,213	49,535
会議費	3,366		3,366
旅費交通費	885,560	122,100	763,460
通信運搬費	319,654	99,140	220,514
消耗品費	250,482	41,255	209,227
修繕費	27,000		27,000
水道光熱費	201,796	20,172	181,624
家賃	1,889,865	188,986	1,700,879
賃借料	19,440		19,440
保険料	306,000		306,000
諸会費	20,000	20,000	
租税公課	32,200		32,200
研修費			
図書研究費	32,435	21,751	10,684
使用料	19,282	1,462	17,820
支払手数料	102,060	6,480	95,580
雑費	116,414	25,078	91,336
事業費 計	7,377,712	2,000,280	5,377,432
2 管理費			
印刷製本費	97,800	97,800	
会議費	14,122	14,122	
旅費交通費	49,820	49,820	
通信運搬費	46,611	46,611	
交際費	47,134	47,134	
租税公課	2,400	2,400	
支払手数料	324	324	
振替手数料	10,690	10,690	
雑費			
管理費 計	268,901	268,901	
経常経費 計	7,646,613	2,269,181	5,377,432
当期経常増減額	342,461	436,133	△ 93,672
III 経常外収益			
IV 経常外費用			
経理区分振替額			
税引前当期正味財産増減額	342,461	436,133	△ 93,672
法人税、住民税及び事業税	72,000		72,000
当期正味財産増減額	270,461	436,133	△ 165,672
前期繰越正味財産額	6,978,681	8,304,535	△ 1,325,854
次期繰越正味財産額	7,249,142	8,740,668	△ 1,491,526

## ◆特定非営利活動事業に係る貸借対照表 及 活動計算書

平成30年度会計 貸借対照表 平成31年3月31日 現在

科目・摘要	金額(単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	0	
普通預金		
東北銀行	621,188	
岩手銀行	759,297	
通常貯金	1,948,890	
郵便振替貯金	1,150,970	
未収金	139,000	
流動資産合計	4,619,345	
2 固定資産		
土地		
建物		
車両運搬具		
備品		
経営安定化積立金	3,000,000	
固定資産合計	3,000,000	
資産合計		7,619,345
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	301,803	
預り金	68,400	
前受金		
流動負債合計	370,203	
2 固定負債		
負債合計		370,203
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	6,978,681	
当期正味財産増加額	270,461	
正味財産合計		7,249,142
負債及び正味財産合計		7,619,345

## 2019年度の主な活動

成年後見センターもりおかの10年の活動を振り返り、国等の利用促進をめぐる動きに踏まえて事業を進めていきます。

### <国が進めるポイント>

- ・利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ・不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

### <活動の柱>

- 1、成年後見制度の普及・啓発による利用を広める活動
- 2、成年後見制度の利用に関する相談・申し立て等に関する支援活動
- 3、市民からの支援を広げ、活動基盤を充実していく活動

4、市民が担う後見人を養成・支援する活動  
(8月29日～10月31日予定)

5、盛岡広域の市町が構想する「中核機関」の運営に関する企画提案

6、権利擁護支援東北ブロック会議の開催 10月27日

### <スタッフ会議の進め方>

昨年8月から毎月のスタッフ打合わせ会に、理事長ほか3名の弁護士に交替での参加をいただき受任者の生活、財産管理についての助言をいただき、支援スタッフがかかえる困難事例解決・支援に当たっています。今後も引き続き実施いたします。

## 成年後見制度利用者を対象とした「欠格制度」が削除されました

理事 赤羽 卓朗

被後見人、被保佐人、被補助人になると、法律に定められた「欠格条項」により、公務員などの職業に就けなくなっていました。例えば、知的障がいのある方が、成年後見制度を利用しながら公務員などとして働こうとしても、その道は閉ざされていました。また、既に公務員などとして仕事をしていた方が、成年後見制度を利用すると、「欠格条項」に該当してしまい、失職することになっていました。成年後見制度利用による「欠格条項」は、ほとんどの国家資格にあり、さらに、会社の役員になることなども制限されていました。

「欠格条項」が多く法律にあることについて、成年後見制度はノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン(社会的包摂)を基本理念としているのに、制度利用により逆に社会的排除という影響を被ってしまう結果を招いているのではとの声がありました。こ

のため、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)では、「欠格条項」の見直しが行われていました。

このようなことを踏まえ、2019年6月7日の参院本会議において、「欠格条項」の見直しを図るためのいわゆる「成年後見制度適正化法」が提出され、可決、成立しました。この法律の成立により、187の法律で「欠格条項」が一括削除され、各法律に、職務に必要な能力の有無を個別に判断する規定が設けられます。

今回の見直しで、成年後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用するためのステップの一つがクリアされました。これから、全ての人々の権利が守られ、その人らしく安心して暮らしていくことが出来るよう、様々な取組みをさらに積み重ねる必要があります。

### 支援員便り

## 良き人生を歩めるように

支援員 佐藤 研司

昨年秋に当後見センターで支援している2人が結婚しました。同じ職場で出会い、長い間交際を重ねて行くうちに、一緒に生活をしたという気持ちが強くなって来たそうです。

そんな二人の気持ちを実現するために、周囲の多くの支援に支えられながら、必要な事柄を準備した

ようです。二人で、今の生活をより充実させようと努力している姿がうかがえ、とても嬉しく思います。

これから、どんな予期せぬ事が起きかわかりませんが、二人で良き人生を歩めるようにと願い、今後も係わって行きたいと思います。



# ご支援ありがとうございました

平成 30 年度中に寄付金・賛助会費・助成金をいただいた皆さま

## ご支援をいただいた皆さま (五十音順)

赤澤 眞一	柏木 牧子	佐藤 良美	千葉 茂	森 園子	株式会社 IBC 岩手放送
赤羽 卓朗	加藤 義男	澤田 眞子	千葉 紀穂	森田 友明	岩手県高等学校教職員組合
赤羽 雅子	川村 昭一	柴田 裕幸	網取 猛	八重樫佳子	社会福祉法人岩手しいの木会
浅沼 秀夫	久慈林榮次	須藤 礼子	照井 武彦	八重樫信子	岩手トヨペット株式会社
阿部 勝子	工藤 努	菅原 栄造	土居 和喜	谷地 貞男	(医) 岡村歯科医院
石川 菊江	工藤 房夫	菅原せつ子	中川 久功	谷地美和子	株式会社 久慈設計
石川 民平	工藤 雅夫	鈴木 昭	中川由美子	矢羽々恵子	自治労岩手県本部
石橋 乙秀	工藤由美子	鈴木 康友	中屋 重正	山内 和子	消費者信用生活協同組合
石橋 和子	熊谷 太	外崎 英子	畠山 将樹	山内キミエ	㈱杜陵印刷
一井 憲一	倉野美智子	外崎 菊敏	畑中 裕子	山内 敏夫	日本労働組合総連合会岩手県連合会
一条 邦夫	黒田 大介	高橋 享孝	花松 行雄	山口 京子	ネットトヨタ岩手株式会社
伊藤 裕子	事崎 由男	高橋 健介	晴山 キミ	油井由紀子	㈱盛岡総合ビルメンテナンス
植田 聡子	小松 晃	高橋 フサ	平野 律子	吉川 達男	森永乳業㈱盛岡工場
植田 健稔	齊藤 一子	高橋 縁	藤井 永子	吉田田鶴子	特定非営利活動法人 六等星
内舘 満子	佐久山 衛	瀧野 常貴	藤井 禧勝	吉田 秀勝	助成金
及川 修子	櫻井 竜三	竹ケ原和枝	藤原 敦子	吉田 和弘	(公財) いきいき岩手支援財団
大沢 英夫	笹木 正	竹ケ原 滋	法領田 勉	吉田 勝秀	(公財) 岩手県福祉基金
大野 耕平	佐々木 茂	田中美智子	松草 輝子	吉田美智子	
小笠原吉男	佐藤 恒彦	玉山 保子	三浦 敏子	吉田 良勝	
小川総一郎	佐藤 文円	千葉 健一	三島 勲	米澤由紀子	

## 大切なお知らせ

### 2019年度に2つの団体から助成金の決定をいただきました

#### 1. いきいき岩手支援財団

地域連携ネットワーク形成セミナー開催	助成金 460,000 円
意思決定支援を考えるセミナー開催	
市民後見人実務研修会開催	

#### 2. 岩手県福祉基金

会報の発行 (21号・22号の2回発行)	助成金 200,000 円
活動紹介チラシの作成・配布	
実践事例調査の実施	

### 賛助会員・寄付者を募集しています

本会は、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう相談、申立相談などの活動を行っています。活動を支えていただく賛助会員・寄付者を広く募集しています。

- 会費は、一口3,000円です。
- ご支援をいただける方には、「払込取扱票」を送らせていただきます。